

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名根 拠条項	八頭町合併処理浄化槽施設条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第153号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

- 第12条 町長は、加入者、又は加入者から住宅等を借り受けて施設を使用する者(以下「使用者」という。)から納入通知書により毎月使用料を徴収する。
- 2 使用者から使用料を徴収することができない場合は、加入者からその使用料を徴収することができる。
- 3 使用料は、処理施設の使用を開始する届け出のあった月から徴収する。

【基準】

根拠条文及び第14条の規定による。

(使用料の算定)

- 第14条 使用料の額は、一般家庭と一般家庭以外に区分し、別表の合計額(前条の規定による額 を減じた額)とする。
- 2 月の中途で施設の使用を開始、休止若しくは廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が14日以下の場合は、月使用料の半額とし、15日以上の場合は、月額使用料の全額とする。

備考

設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--